

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】令和4年3月8日(2022.3.8)

【国際公開番号】WO2021/005877
 【出願番号】特願2021-530502(P2021-530502)

【国際特許分類】

C 0 9 D 1 1 / 1 0 1 (2 0 1 4 . 0 1)
 B 4 1 M 5 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)
 B 4 1 J 2 / 0 1 (2 0 0 6 . 0 1)

10

【F I】

C 0 9 D 1 1 / 1 0 1
 B 4 1 M 5 / 0 0 1 2 0
 B 4 1 M 5 / 0 0 1 0 0
 B 4 1 M 5 / 0 0 1 1 6
 B 4 1 J 2 / 0 1 5 0 1

【手続補正書】

【提出日】令和3年11月17日(2021.11.17)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

無機顔料、ガラスフリット、分散剤、ラジカル重合性モノマー及びラジカル重合開始剤を含み、

前記ラジカル重合性モノマーの全量に対して60質量%以上は単官能エチレン性不飽和モノマーであり、無機焼成体を製造するために用いられ、インクジェットインクである活性エネルギー線硬化型インク組成物。

30

【請求項2】

前記単官能エチレン性不飽和モノマーは、単官能N-ビニル化合物を含む少なくとも1種である請求項1に記載の活性エネルギー線硬化型インク組成物。

【請求項3】

前記単官能N-ビニル化合物の含有量は、前記ラジカル重合性モノマーの全量に対して20質量%以上である請求項2に記載の活性エネルギー線硬化型インク組成物。

【請求項4】

前記無機顔料の含有量に対する前記ガラスフリットの含有量の比率は、質量基準で0.5以上である請求項1～請求項3のいずれか1項に記載の活性エネルギー線硬化型インク組成物。

40

【請求項5】

前記無機顔料と前記ガラスフリットの総含有量は、インク組成物の全量に対して10質量%～55質量%である請求項1～請求項4のいずれか1項に記載の活性エネルギー線硬化型インク組成物。

【請求項6】

請求項1～請求項5のいずれか1項に記載の活性エネルギー線硬化型インク組成物を耐熱性基材上にインクジェット記録方式で付与する工程と、
 前記活性エネルギー線硬化型インク組成物に活性エネルギー線を照射して前記耐熱性基材上に硬化膜を形成する工程と、

50

前記硬化膜が形成された耐熱性基材を焼成して無機焼成体を形成する工程と、
を含む無機焼成体の製造方法。

10

20

30

40

50